

令和元年6月11日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を収集し、保有又は利用することについて(答申)

令和元年6月4日付け中総第18号諮問第1号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第6条第3項第7号の規定により、令和元年中総第18号により諮問がありました、「国が行う施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を収集し、保有又は利用することについて」は、審議の結果、令和元年10月から消費税率が引き上げられることに伴い行われるものに限定し、かつ、以下のすべてに該当する場合に限り、公益性があると判断する。

その理由は、以下のとおりである。

- (1) 収集等(個人情報を収集し、保有又は利用することをいう。)をする個人情報の項目が、当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められるものに限定されていること。
- (2) 個人情報の収集等をする実施機関が、中津川市個人情報保護条例(平成11年中津川市条例第17号)第2条第1号に規定する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会に限定されていること。
- (3) 個人情報の収集等をする目的が、国が行う福祉又は経済施策における金銭等の給付等に際して、施策の対象となる者に当該施策を周知し、又は施策の対象者から除外するために限定されていること。
- (4) 個人情報の収集等をするのは、中津川市が個人情報の収集等をしないことによって、中津川市民等(中津川市に住民登録をされている者、中津川市に

現に居住している者、中津川市に事務所を置く法人その他の中津川市に関係する者をいう。)が不利益を受けることが明らかである場合、全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合に限定されていること。

- (5) 本人以外から個人情報を収集する相手が、国、県、他の市町村等の公共団体に限定されていること。
- (6) 個人情報の収集等をするにあたって、中津川市個人情報保護条例を厳守し、適切に取り扱われるものと解されること。
- (7) 個人情報の収集等をするにあたって、当該個人情報の本人又は第3者の権利利益を不当に害するおそれがない場合に限定されていること。

なお、恒常的、かつ、包括的な案件における公益性について、個人情報保護条例の趣旨を鑑み、中津川市議会において審議し、条例において定めることについて検討されたい。

## 2 審査会の処理経過

年 月 日	経過
令和元年6月4日	諮問書受理
令和元年6月11日	実施機関の説明及び審議
令和元年6月11日	答申

## 3 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
委 員	池田香代子	人権擁護委員
委 員	高田 尚彦	中京学院大学経営学部准教授

令和元年6月11日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を目的外利用することについて（答申）

令和元年6月4日付け中総第18号諮問第2号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定により、令和元年中総第18号により諮問がありました、「国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を目的外利用することについて」は、審議の結果、令和元年10月から消費税率が引き上げられることに伴い行われるものに限定し、かつ、以下のすべてに該当する場合に限り、公益性があると判断する。

その理由は、以下のとおりである。

- (1) 目的外利用（個人情報を利用する事務の目的達成に必要な範囲を超えて利用することをいう。）をする個人情報の項目が、当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められるものに限定されていること。
- (2) 個人情報の目的外利用をする実施機関が、中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第2条第1号に規定する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会に限定されていること。
- (3) 個人情報の目的外利用をする目的が、国が行う福祉又は経済施策における金銭等の給付等に際して、施策の対象となる者に当該施策を周知し、又は施策の対象者から除外するために限定されていること。
- (4) 個人情報の目的外利用をするのは、中津川市が目的外利用をしないことによって、中津川市民等（中津川市に住民登録をされている者、中津川市に現に居住している者、中津川市に事務所を置く法人その他の中津川市に係る

者をいう。)が不利益を受けることが明らかである場合、全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合に限定されていること。

(5) 個人情報の目的外利用をするにあたって、中津川市個人情報保護条例を厳守し、適切に取り扱われるものと解されること。

なお、恒常的、かつ、包括的な案件における公益性について、個人情報保護条例の趣旨を鑑み、中津川市議会において審議し、条例において定めることについて検討されたい。

## 2 審査会の処理経過

年 月 日	経過
令和元年6月4日	諮問書受理
令和元年6月11日	実施機関の説明及び審議
令和元年6月11日	答申

## 3 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
委 員	池田香代子	人権擁護委員
委 員	高田 尚彦	中京学院大学経営学部准教授

令和元年6月11日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を外部提供することについて（答申）

令和元年6月4日付け中総第18号諮問第3号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定により、令和元年中総第18号により諮問がありました、「国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を外部提供することについて」は、審議の結果、令和元年10月から消費税率が引き上げられることに伴い行われるものに限定し、かつ、以下のすべてに該当する場合に限り、公益性があると判断する。

その理由は、以下のとおりである。

- (1) 外部提供（個人情報を実施機関以外の者へ提供することをいう。）をする個人情報の項目が、当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められるものに限定されていること。
- (2) 個人情報の外部提供をする実施機関は、中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第2条第1号に規定する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会に限定されていること。
- (3) 個人情報の外部提供をする目的が、国が行う福祉又は経済施策における金銭等の給付等に際して、施策の対象となる者に当該施策を周知し、又は施策の対象者から除外するために限定されていること。
- (4) 個人情報の外部提供をするのは、中津川市が外部提供をしないことによって、中津川市民等（中津川市に住民登録をされている者、中津川市に現に居住している者、中津川市に事務所を置く法人その他の中津川市に関係する者を

いう。)が不利益を受けることが明らかである場合、全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合に限定されていること。

(5) 個人情報外部提供の相手が、国、県、他の市町村等の公共団体に限定されていること。

(6) 個人情報の外部提供をするにあたって、中津川市個人情報保護条例を厳守し、適切に取り扱われるものと解されること。

なお、恒常的、かつ、包括的な案件における公益性について、個人情報保護条例の趣旨を鑑み、中津川市議会において審議し、条例において定めることについて検討されたい。

## 2 審査会の処理経過

年 月 日	経過
令和元年6月4日	諮問書受理
令和元年6月11日	実施機関の説明及び審議
令和元年6月11日	答申

## 3 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
委 員	池田香代子	人権擁護委員
委 員	高田 尚彦	中京学院大学経営学部准教授